

志

賀

村

誌

地勢と山脈

鹿が瀬山の分岐連亘せる山脈北方に起伏し、分れて由良港の南岸を擁せるもの更に西に走りて比井崎村を劃せるあり。南方又山嶺聳へ茲に一大溪谷をなす。是大字志賀にして其南にある山嶺の東麓は大字小池なり。即小池は西山を負ひ、南北東三方は田畑広く連なり而して大字志賀は三面山に囲れし地にして北面より斜めに東南に延び東は田野開けたり。志賀川は大字志賀を貫流し東に向かつて流れ西内原村大字小中を過ぎて西川と合す

本村は南西北の三方山岳をもつて包圍すれど齊しく皆鹿が瀬山脈の分岐せるものにて、特に高岳重巒の筆すべきものなし。其の北方に起伏して稍高き処を清山（脊山）と稱し一を天蓋山と呼ぶ、南方に●りて峯巒をなすものを三河谷山といふ。其連峯又西山と稱す。蓋し大字小池の西に当れるを以てなり。而してその山嶺や最高と雖も海拔僅に三百米すぎず。谿谷亦数多なれども何れも山浅く、幽●なるものを見ず。全山多くは松樹にして羊齒笹等の下草繁茂す。

河川と利用

志賀川は源を脊山に発し、数多の谷川を集め、大字志賀を貫流し、西内原村大字小中に至り高家川と会して西川となる。流勢急ならざるも水深僅かに二尺舟棹の利なし。又流材の便なし。然れども夏時田野の灌漑用水は全く此川に資れり。即ち志賀主要田地をうけるはず。上志賀大池の用水は此川によりて運ばる。故に各所に井堰を設けて用水路に通ず。

流	程	一里三町六間
流	幅	三間
水	深	平均 二尺

海岸

由良湾の南辺の一部と成る。リヤス式沿岸なり多くは峻崖となり。磯浜にし中に少許の砂浜あり。村落ここに発展し交通上の関係より海を利して、物資を和歌山に求むるもの多し。西端コブチの鼻より比井崎の界十七曲阪山脚を以て由良を境す。西へ岩戸及大井の小湾入りあり。掌大の

砂丘を見る。その他岩連なりて柏浦に至る。柏は重山を北に仰ぎ民家數十距岸北一町に五尋線に達し、底質小池。浦の西を高坪山と云い、一三七米・北西角檜の木鼻といふ。海を距て神谷浦を望み、北鼻、岩礁散立す。北鼻は一町〇二町にて五尋線に達せしも、ここにては五尋一〇を示す。西二町にて十尋に達す。鼻南に小杭の灣入あり、口北西に向ひ長四町、幅三町其中中央三尋ニ底質中央に砂、南北兩岸に接するところ岩也。浦の西に突出するを方杭とし、其西角コブナの鼻、頂上八十米直下九尋の岩底を廻れば比井崎村なり。

地質

石英地層	岩石	硬砂岩なり
	土壤	砂二 粘土 八
山田	赤土と稱する粘土多し	

溜池

人工灌漑

溜池（面積五反歩以上のもの）	全部にて九十五あり、其内顕著なるもの
大池	五町五十間 二町四反六畝二十四歩 六四町八反三畝
弥谷池	三町五十間 八反八畝二十九歩 三一町〇反八畝二〇歩
寺上池	三町十六間 八反九畝 九歩 三八町三反二畝一三歩
蓮池	三町 六間 八反六畝 十四歩 八町四反
比井路池	二町四十七間 八反八畝 六歩 一一町七反
清山池	二町五十間 五反九畝二十歩 十二町五反
丹谷大池	百九十六間 八反九畝 九歩 三八町三反二畝十三歩

大字区劃と沿革

本村は志賀、小池の二字に分かる。古来志賀荘の名あり。

志賀は其境域一里許にして大字内更に柏、上志賀、久志、中志賀、下志賀、谷口の六部に別る。

往昔上志賀の古稱大畑村といひ、下志賀にても平野村と稱しことあり。村別施行前迄は各副戸長を置き部落を納めたり。

小池は村の中程に大なる池あり、地名或いはこれより起り、後訛りて小

の字に改めしといふ。本村は一村として持立せしが村制実施に際し地理關係上、志賀村に編入せり。

柏の地名は王子権現の柏葉に乗りて上陸せし所なりしより出ず。

宗教と沿革及村の発達につき

本村は往古より仏教伝播し他教侵入の形跡を認めず。現今浄土宗鎮西派三か寺、真宗本願寺派五か寺、何れも三四百年以降の創設に係る。

当時本山仏像を交付するに裏書きなるのありし存す。今試みに各寺院創開以前を溯攻すれば、ほとんど文献の徴すべきものなしと雖も、個人の家譜及び碑名の刻文或いは山間又は池底河中数尺の地中より発掘せし五輪石（五輪塔婆と稱へ如意珠形、半月形、三角形、円形、方形をなせるものあり。光、法身本有を形容せる古代の墓標）又は數十個の仏像を彫刻せる。石片を検するに吾国古來窓曇体文と稱する印度（サンスクリット）の呪文を舟形又は形石の四面に刻せざるを即（●●●●●）又は（●●●●●）或は（●●●●●）等を記す。第一は不動明王の呪中の文字、第二は妙見察智郎弥陀呪なり、第三は廬遽那の陀羅尼、何れも印度古來の文字悉曇文と云える字形の明瞭に存せり依之れを見れば古義新義に撰ぶ真言の教義の行われしこと推究するにたらん。或は伝う臨濟禅の人信州

の覺心由良村に來たり永仁元年普化の一派を開けり。其余化本村に没及して小寺院の形跡をなせしもの如し。現今寺地と稱する地、丈六寺、法性寺等の稱ある田圃又は寺谷、天蓋嶺の稱ありて今猶地名たり。惟ふに當時禪・真阿存せしならん。中古本願寺八世慧燈大師亡後全十一世（顯如）天正年前後会々々々雜賀孫市に興せし真宗信徒の河内川瀬より移住して本村の一部を形成するものを川瀬氏とす。亦來信徒増殖し終に教寺を創設するに至れり。故に真宗寺院には各本願寺第八世（蓮如）、第十世（澄如）、第十一世（顯如）諸名師の筆跡を伝ふる幅軸を現存せり。要するに往昔空海の徒ありて真言宗を鼓吹し中古浄土及真宗の徒興りて念仏宗を伝へ率て現今の形勢をなせり。其浄土宗は住職世世血統なき故か歴世記録等の明徴を逸せるは惜しむべし。只誕生院は徳本行者の開基にして僅々百年前の創設に係り堂宇又隨いて新たに紀伊一位公の上人に帰依する厚かりしにより建設また公の助くる処也。現今は鎮西派に属するも稍宗義に経庭あるもの如し。谷口部落は往古湯川村方面より移住せしものにして、明治初年真宗即生寺を併設せしものなり。

要するに本村は戸数、人口の比較上寺院の数多く従つて教義の徹底部民道念に厚きものの多し。

農 業

其他産業

米	大豆	小豆	茄子	柑橘	梅	柿	山桃
五九八〇石	五〇	七	二八〇〇	七八〇〇	二〇〇	一五〇〇	五
一〇五〇石							
一〇五〇石							
一〇五〇石							
一〇五〇石							
一九五〇貫							
一九五〇貫							
一〇五〇貫							
一〇五〇貫							
一〇五〇貫							
一〇五〇貫							

米	反別	量	反	当	価
米作付	二一七町	五九〇八石	二石一斗八升	二〇六、二八〇	
反別	八一七町	一〇五〇石	一石二斗	一一、五五〇	

耕地反別

自作	畑	田
一二三町八	一六町八	一四七町二
		二町?
		二町?

小作	畑	田
		二町?

養蚕 桑――十二町四反 養蚕戸数――一五〇戸 ? 立――七六九枚

繭――三六〇〇ベ 價――二一二四〇円

工業 瓦屋――二 売薬――三 大工――十五 桶屋――二 石工――一

牧畜 牛――一七二 馬――四

水産 魚類――一五〇円 テングサー――一〇四円 海草類――三六〇円

若目――三〇円

村勢

官有地 河川（四町一反四畝五歩）。道路（一町八反九畝十七歩）

其他（三段三畝六歩）

民有地 田（二五一町四反三畝二十九歩）。畑（五町三反二畝十歩）

宅地（二町三反九畝〇二歩）。山林（十八町四反八畝十歩）

本村人の他村にて所有せるもの

田（十八町九反六畝二十九歩）。地価（六、八二八、八四〇）。

畑（八反二畝 十七歩――地価――一二、三六）。

宅地（三町八畝――地価一〇五、〇六）

山林（五三町八反五畝〇七歩――地価二四七、七二）

戸数 現在人口 一九二〇、戸数 四〇四、

本籍人口 男 一四三六 女 一三五四 計 二七九〇
職業別 農 三五〇 商工 二二〇 漁 〇 力役 〇 雑 二三

耕地 二四二町四反八畝十三歩

自作 九十四町七反九畝九歩
小作 六四町八反八畝廿八歩

王子神社

村社王子神社は大字志賀字下志賀にあり、天照らす皇太神を奉祀す。旧記なきを以て勸請年月祥ならず。蓋し本郡は往昔熊野神領にして他に神社なく、王子神社を祀れる●地何れも白鳳（雉）元年（千二百五十年前）九月八日人皇四十代天武天皇の世勸請したるものなれば本社も亦夫れに依れるなるべし。毎年例祭九月九日にあるを以てこれを推して知らるべし。天正の頃神職は志賀七太夫にて●来第十世を経て志賀在京といふ政鶴に至り神職を辞し去られしを以て当時即ち明治初年の頃白崎村大字衣奈祠掌上山守之介兼務。明治十八年玉置孝彦其後を襲ひ現今に至れり別に由緒の著しきを見ず。

明治六年四月村社となり全四十年七月一日左記無格社を合祀する。

一、秋葉神社 加具土神 大字志賀別当谷より

一、氏神社 大国主命 字大谷より

一、大將軍社 皇太神 字山城より

一、天神社 道真公 字天満より

一、竜王社 祭神不明 字稲葉谷より

一、上柏神社 〃 字早津川口にありしも王子権現勧請のとき柏村より移し上り柏の名あり。

一、妙見神社 〃 字折戸より

一、松下神社 〃 字赤坂より

一、弁財天神社 市杵島姫 字岩の碓より

一、右大臣 祭神不明 字岩の碓にありしも土人おゝんだいしといふ。文字或は御大臣と書するか何れか縁あるべし。

一、里神社 〃 字里神より

一、金比羅神社 大物主神 字大原より（文化七年深海三右エ門

金山彦命 讚岐象頭山より勧請す）

一、妙見神社 伏犧神農黄帝社 石尾に二社あり

石尾にありしもの、伏犧神皇黄帝社とす。漢神鎮座の社、住吉多かり

しものにて之は其の一つにして「伊勢紀伊の百姓牛を殺して漢社を祀

る」と延暦年間の書記に見ゆ。吉田村の大野氏祈りて一男を得しとき三帝の画像を奉納し後上志賀の川瀬氏三帝の像を刻して奉納せりと、但し本郷土としては珍らし。

志賀王子神社雜記

志賀五ヶ村惣社下志賀村に御鎮座若一王子大権現宮は筑前國志賀郡志賀大明神に而。底津少童命・上津少童命・中津少童命と由て御一体にて渡らせ給ふ。神代の時筑前國志賀郡に天降り賜ふ御神にて志賀大明神と申參る。往昔筑前國より柏葉の船に乗而西之岸に御着上成候付某所より申し夫れより中志賀に暫く休み、其所を今に上り柏と申す。夫れより下志賀村に御垂給御神人、觀請と申しては無之由柏村にさそう明神あり。文字には搏指明神書く。是は柏葉の船頭の神か但筑前國志賀郡に志賀大明神右三所とも御一躰の神なり。

右は弥志賀大明神に而渡らせ給ふを昔後白河院熊野御社參の砌押而神号を改御ふしんをも願し様神号改替と伝る。但志賀大明神は本地住吉大明神也。横浜名越の宮は住吉大明神に而、上筒男・中筒男命の御一体而。右宮に垂給を好ふよし寛政八年今より百五十年前辰八月十七日、京都吉田二位殿学士玉田氏部と申神道者当所権現に於て長床講釈の時弁之や

(右平松の雑誌中に記載せり)
寛政一二年庚申二月一三日(今より百三十年前)

ご神体カナ仏の觀世音菩薩御長一尺五寸程有
則神主志賀信濃を以御戸帳を開き厨子を出し稲葉七郎併に龜吉共に拝見
致す。但再興●物の内一人前一匁八分づつ掛かる。七郎は掛合而銀二貫
三分を出す。

御棟札名前

下志賀神主 志賀信濃久林

庄屋 中村甚後五兵衛

肝入 岡本助五郎

全小普請組 稲葉七郎義迫

全百姓 稲葉彦六珠通

〃 稲葉庄右エ門

〃 稲葉市左エ門一通

〃 稲葉良右エ門某

〃 野尻富右エ門武昭 〃 武分口

手代 勝 野尻富右エ門武氏

同庄屋 勝伊助

同村大工 藤原專助

宝物

神鏡：：：一面（円形にして直径一尺二寸：：：村松因幡守重義作）

釧：：：一口（白鞘及長八寸：：：国光作）。

三種神器（模造品）

祭典は往時より毎年陰曆九月九日なりしが明治四十一年より陽曆十月十七日（神嘗祭）とせり。

浄恩寺

本堂 六間に六間半 檀戸 八十二

志賀村一千九百八十八番地にあり浄土宗鎮西派に属し総本山知恩院の所轄にして水（北？）光山院号を南秀院と稱す。当山は往時字下志賀平野にありしが豊臣秀吉南征の当時（文銘四年・天正十三年）平幸兵災にかかり堂宇僧坊焼失せしたため開基の時代不詳なり。再建時代亦詳ならず只存する過去帳を繙りに文禄四年末以来の分のみにて以前は知る由なし。後慶長年間湯川氏の臣平井掃部春頼の弟、恵雲其師清通と共に中興す。境内坪数三百九十七坪基本財産八百円。

歴代住職左の如し。

初代 清通大徳―慧雲大徳―竜益（元和元年九月死）―説玄（元禄九年一〇月死）―存益（元禄十一年死）―西説（享保元年四月死）
―泰良（享保三年死）―其後曇誉上人―実誉上人―融誉上人あり―大麟（文化二年十月死）―峻誉上人海天（文化二年死？）―天純（明治十七年九月死）―随光―光純（現住職）

誕生院

鎮西派浄土宗なり。本堂大六間に四間。境内三六六坪。檀徒数五。初め文化七年九月徳本上人出生の地に小堂を建立して誕生院と稱す。天保二年下富安村廃寺の号を移し浄安寺と改む。同七年三月誕生院（紫雲山）と山号・寺号の公稱許可を出願すると共に行者誕生の地につき誕生院と通稱更正の許可を得たり。寛政七年十二月徳川治宝（従一位前臣相）の命により本堂を再建す。慶應元年観音堂と明治二十一年如来堂を建立す。明治四十三年庫裏ならびに付属建物を改築する。徳本を開山とし天硯・本仏・本仁・本願・稱務・徳門相成り。

得生寺

志賀村五百五十八番地

元和四年三月小庵建設。嘉永三年六月五百七十五番地に小堂再建、移転慶應四年辰七月寺号許可。明治十二年一月現在地に移転。

本堂三十六坪 境内二百二十九坪

阿弥陀如来立像、見真大師畫像一軸

上宮太子畫像 見真大師縁起畫像四軸

前住職 藤本了教を第一世とす

明光寺

大字志賀三千四百八十四番地にあり。真宗本願寺西派にして晴雲山明光寺と稱す。開基創立等年代不詳なれども、祖先累代真宗教義を崇信し先祖曾我次郎左エ門の父祖（後土御門天皇文明年中）毛坊主にて有之村宗旨を司り高二百石許りを所持せりと。同年中本願寺第九世寛如上人判阿弥陀仏像を道場に奉安せらる（現今奉安の畫像即ち是なり）又外に六字の名号軸裏書にも（大永五年酉正月十九日寛如判、大畑村明光寺有之）寺号この時より起りしを証せらる。その後天正四年の夏本願寺第十一世光佐（頭如上人）織田信長と確執の時、時の住職祐然なるもの鷲の森坊舎へ駆け参じ上人への忠節を畫せしたため賞として寺大破に及ばば可申出本山より取立可い下筈御朱印を賜り其上頭如上人より御弟子中に加えられ此法名さづけられ御朱印荷がたく感じ大切に保有し居られしが後故ありて名号と共に紛失せり。亦後宝二年火災にかかり旧記等一切焼失僅に小堂を建てられしが遂に大破に及び明治五年三月官許を得て大畑竜溪本

堂再建せらる。

境内坪数 百三十坪四間に六間 財産額 七百八十六円 控戸 三〇
宝 物

慧塔大師直筆 六字名号中型 一軸

阿弥陀仏畫像 本願寺より下付 一軸

准如上人畫像 〃 一軸

聖徳太子畫像及伝燈大師高祖畫像 各一軸

本願寺一八世文如上人畫像 本願寺より下付 一軸

本願寺第八世蓮如上人畫像 〃 〃

真宗聖典仏説三部經 寛如上人より下付 一軸

歴代住職

祐然（天正七年十二月死）―祐順（元和元年三月死）―祐智（寛
永五年十月）―祐禪（寛文二年一月）―祐西（延宝八年十一月）―
祐玄（享保八年二月）―祐伝（宝曆十三年六月）―道海（入養子後
年璃縁）―覚音（文政元年九月）―智恩（文化十年五月）―了正（文
化十四年五月）―智法（天保十二年一月）―正暁（後年俗し明治八
年死）―龍溪（明治四十三年七月）―正雄（現住）

西福寺

志賀村大字小池。由緒不詳。按ずるに財部妙楽寺は（天台）初当寺域にありしもの如し。今境内に安置セル大日像胎内に左の記あり。

「刀始永正六年己十一月十五日全七年庚午二月九日全成就右此尊像御頸尋由来応仁元年丙戌十一月十三日申時焰火御堂共無殘被放火去程此款全十五日従灰出現濁世田舎虫栖寄異事如是愛妙楽寺当住職聖阿聖致無二懇求細工作続己上従応仁元年丙戌迄永正七年庚申四十五年●成●」。

細工 九州大隅國蒲生院八幡若宗社大僧津都

法印海重正徳院春房

金剛界五百餘尊

胎蔵界七百餘尊

西苛不二

当住持聖阿聖 六十七才

長楽寺

志賀二千五百九十四番地にあり。真宗本願寺派にして山号を無量光山と称す。開基大永年中の開基（大永は四百年前）今の寺誌によれば寛永

元年二月秋祐道俗稱助右エ門修道場を開きしが創立元禄五年壬申正月二十日日本尊如来立像一体本願寺より下付。延宝四年丙辰二月十一日寺号公稱の許可を受く。

宝物 親鸞上人御影 一幅 元禄六年本願寺より

上宮太子御影 〃

三朝高祖御影 〃

蓮如上人御影・良如上人・湛如上人・親鸞上人縁起 四幅

開基 祐道（助右エ門）―常俊―是三―智三―智海―智俊―恵音―

智教―教恩

妙願寺

大字志賀二千九百八十八番地にあり。真宗本願寺派にして功德聚山妙願寺と稱す。寛政・享和頃境内大杉樹あり。当時之に因み山号を杉隱山と稱せりと云う。現今檀家六十一戸あり。当山開基後水尾天皇明正年中宗了宗なるもの。祖先累代真宗教義を崇信し、本願寺第九世実如上人実筆跡なりと伝わる六字名号幅軸を奉安惣道成と稱せり。其後慶安三年庚

寅四月十六日本願寺第十三世良如上人尊阿弥陀仏の木像一躰を下付せれる。現今の本尊是なり。

宝物 慧燈大師並に実如上人真筆と伝ふる六字名号大幅 二幅

宗祖見真上人大師画像 正徳元年針卯二月二十五日本願寺第十四世寂如上人より下付 一軸

慧燈大師画像 正徳元年十二月二十五日 本願寺より下付

聖徳太子殿下画像及び伝燈七高祖画像 各一軸 正徳元年下付

見真大師絵伝 四軸 慶応三年丁卯本願寺第二十世広如上人より下付

本願寺第十九世信明院本如上人画像 一軸 安政六年下付

見真大師伝記 二卷

歴代住職

開基 了宗（万治二年十二月二日死亡）

第二世善澄―第三世慧成―第四世誠雄 以上住職進退不明

第五世得雄（天明三年卯六月死）―第六世俊竜（不詳）―第七世

俊巖（天明四年四月死）―第八世鳳山（文化四年六月死）―第九世

瑞洞（文化十一年正月死）―第十世了善（文化十三年）―第十一世

了達（明治二十四年十月）―第十二世了玄（現住職）

善宗寺

志賀村三千八百五十一番地にあり。真宗本願寺派に属す。文明八年五月十八日の創立にして、寺号公稱全九年一月十五日。山号並びに院号不詳。

玉置氏の臣伊藤治郎蓮如に帰依して文明年間野口村に道場を開く。其裔浄西当寺を開き弟智信之を次ぐ。

境内 百七十五坪 過去帳一冊文化五年來のもの存しあるのみ。

歴代住職

浄西―智信―〇〇―〇〇―伊藤恵壽―専竜―瑞現―瑞琳

城じょうのう壇だん

中志賀三河谷に望める山脚に五段となりし頂上平坦の地にあり。面城狭長南北に長し。松樹木荆棘と合混じ茂り両崖急にして雑木岩にかかる。西面に巨岩ありて穴あり。旗幟をたてたる穴なりと伝ふ。城跡ならむと伝ふれども居者不明。

(玉置嘉左エ門(玉置高彦と改名)の居所伝ふ。三河谷及び廻りの田数十町を所有せりと。)

玉置嘉左エ門は浄恩寺前(旧役場跡)にあつて造酒屋をいとなみ、浄恩寺本堂改築のときなど相当の盡力があつたと伝えられている。玉置一統の本家らしく、相当な旧家であつたらしいが、三谷池決潰の節家もろとも流失後神主の資格をとり、和田に移住、御崎神社ならびに王子神社の神官となる。玉置正彦氏の厳父

()内は鉛筆で付記されており、おそらく野尻續の補筆ではなからうか。玉置正彦氏の補筆である。

志賀の古墳

下志賀王子神社は東面するが、其社殿下は古墳なりとの説あり。同社より稍南なる宮脇五一六一番に石槨一切残る。

発掘年代不明。広さ、坪許也。

（昭和十五年現在社殿園地造成の為背後掘下げの際地下六尺あまりのところより古刀？二振〇〇）

（ ）内は鉛筆にて補筆。野尻績氏？

発掘年代は父（故人）の話では、谷口の人が発掘し、（めぼしいもの）何も出なかつたため、そのまま放置したものと云う。従つて明治時代？

徳 本 上 人

本項は行誡上人徳本上人伝の抜萃らしい（岡本むろし氏）

東都一行院の開祖にして念仏行者、俗性田伏氏母は塩崎氏家系畠山政長に出ずといふ。宝暦八年六月二十九日志賀谷久志村に生る。幼名三之丞、資質状貌雄偉年甫めて四才偶し隣家の児の死を觀て忽ち無常を觀じ他誨を頼らずして念仏を稱う。九才の春出家を懇請す。父母許さず暫く助け夙に起き夜に寝て農業を廢せず。耕田採薪の間、口に念仏絶たず。安永五年十九才の春父の病篤し、乃ち医薬を求むべく屢々和歌山に到る。羊腸たる山道十八里朝家を出で立ち夕必ず帰り至誠看護に努めしも其の驗なく、三月二十五日遂に父に別る。天明二年（二十五歳）近事戒を財部村往生寺大圓に受く。超えて四年再び慈母に告げ頻に出家を請ふ。六月二十七日大圓に従いて剃度し、志操愈々堅固にして念仏益々励む。五年（二十八歳）の春大瀧山月正寺に寓す。日々唯炒麥一合を以て食に充て三十日を期し、晝夜念仏無限に礼懺す。本素より僻地に閑棲し行道純一ならむことを願う。俄に往生寺を出でて孤錫飄然たり。千津川民等庵を結びて延請す。六年二月十七日仝村落合谷に寓す。苦修練行七たび寒暑を経て身に一袈裟を被り餘服を蓄へず。避穀断塩日に唯々一度蠶豆少許を食し、昧且より溪流に垢離する晝夜七度、五体を地に投げて佛名を唱ふること日課に数千遍、念佛の外また他言を雜へず、道心堅剛にして行歩少しも懈らず。寛政三年冬十月行脚の志を抱き移りて萩原村の草廬の居る。毎夜人静まりて後、附近を遊行念佛する凡二里。初め出家してより以来、繩床に端坐して別に寢所なし。日夜法衣を脱せず、大小便利の外、利生の事

にあらざれば、未だ嘗て禅床を下がらず。或時大戒を得んと欲し、十七日を期し善導大師に構る。期満ちて机上に梵網戒經を感得する頂戴披閱して自然文義に通曉す。五年萩原を去り塩津谷に寓す。漁者樵夫等渴仰崇信利益日に熾なり。明年夏四月上國に觀光し、華頂・西山・比叡・古知谷の祖迹を拝覽す。秋九月熊野三山に詣る。到る処に化を布き、機に従ひ教を垂る。冬十月帰る。塩津に寓す。本稚より文字を習わず、義學を事とせず、始め得度するとき授業師に従ひ、僅かに彌陀經の句続を習ふのみ。然るに念佛三昧業事成就して自然智を發得し、自ら絵詞伝語燈録等を読みて宗要を領解し大乘玄理に通達し學人と接するに及び法界一如事理圓融一微塵に十界を容れ一端に諸佛刹を含むの妙致を説く臨池を事とせず、善く彌陀号一枚起請等を書し、又佛像及び自らの肖像を畫き兼ねて木像を刻す。是の年冬十一月有田郡須谷村天神山に棲遯す。七年秋七月古城山の絶頂に閑居し、室を鎖し交じりを絶ち専ら佛名を唱ふ。道俗化を慕い念佛勝瑞感見し往生を得る者夥し。或時弟子某に語りて曰く、我恒に極樂浄土樹啼鳥天樂微妙自然妙法を聞き我已に音響忍を獲たり。又曰く妙門は是れ一切衆生の良福田なり道業を修めるを以て信心の檀越己の分を減じて之を施興す。然れば則ち一薪一草と雖も容易に費用すべからず。是を以て我一日勤めざれば一日食わずと誓ふ、故に出家以還未だ一日も懈怠せずと寛政十年（四十一歳）夏五月自誓して梵網五十八戒を受く。前方便中異光を見て寶華を感ず。爾後法隆寺叡弁律師に謁して従前の好相を語り親しく印可を蒙る。爾來衣鉢座具等を持護し、須^ゆも身を離さず、是の秋八月攝州吳田吉田氏の請に應じて住吉山草庵に住す。十二年秋九月紀伊の太守徳川治寶本の道徳を欽仰し草庵を有田山に構え、郷貫に還りて念佛門を弘通すべきの命あり、

因て紀伊に帰り四部を利導す。享和三年の冬（四十四歳）攝州勝尾寺闍衆の招請に應て松林庵に寓す、結縁の道俗星羅雲結す。三年冬十月洛東獅子谷法然院に鬢髪を剃り、內衣を用ふ、初め出家以來山居巖棲、苦修練行、寸陰を惜んで剪爪除髪の事さへなかりしが、頃者稗化其の因縁熟して人氣を近づくと共に、もと長髪の沙門の正儀にあらざるを想うて此の事あり。同年十一月関東に下向す小石川傳通院貫主君譽智巖優遇して具に傳法相承の事あり。文化元年（四十七歳）夏日光に詣で同三年正月より八月に亘り越前妙華谷に別行。六年七月知恩院大僧正君譽智巖（傳通院より榮転）入寂の前、本勝尾寺より飛錫、臨終の善知識たり。九年五月舵取總持寺に留錫十七日別行あり日々群集二萬人、遠く淡路より詣づるもの船二百隻に及ぶ。尋で紀伊老侯及び国主に謁す。増上寺大僧正典海は本と同国の誼もあり数々尺牘を修めて東國の化導を懇請する所ありしかば、文化十一年（五十七歳）の夏勝尾を發して東下す。六月縁山法主に謁し、また赤坂藩邸の招請を受く。翌十二年豆相方面を行化し、十三年武總方面より信越方面を巡り、九月江戸に帰る。典海益々随喜して小石川に一行院を営興し、此処に住して化を揚げしむ。十四年十二月同院落成之に移る。公侯士民群聚帰仰す。翌文政元年九月上旬、宿疾（痰痰）の為音聲枯渴、自ら謂へらく臨終遠からじと。十五日から十七日の別行終わって宗門の秘籍を弟子本佛に附し遺誠丁寧なり。命終の時に臨み、門人に属して曰く我往生の後、人ありて我が一代の行業を問はん、爾等應に徳本は四歳の時より六十一歳の今日に至まで一日も懈怠せず、念佛相續すと對ふべしと。十月六日黎明諸子に告げて曰く、我が往生期己に切迫す、汝等念佛怠る勿れど、本自ら念佛机上に端坐し、過午に至に及びて俄然として頭北面西右脇にして臥し、高聲念

佛安祥にして寂す。世壽六十一。全身を本院に葬り、塔をその上に樹つ。弟子本佛其の道を相承し、法席を補ふ。

旧家

加茂氏

当村の浪士畠山掃部大夫政氏の後なり。日高一揆の時、浅野氏に忠あり、其の時の文書の写を蔵む。又浅野氏より政子の子に與へしといふ刀を蔵む。

川瀬氏（地土）

志賀村志賀の人。姓は平氏葛原親王の後胤。川越太郎重頼妾腹の末子久重。其ノ族重忠の庇護により秩父三十六荘の一たる川瀬庄を領す。重忠滅後浪々して河内に居住す。久重数代の孫久彌河内高屋城主畠山右京大夫高政に仕え、物頭役となる。後浪人となり和州に立退き病死す。其の子に常角いふあり。永祿の晩年始めて紀州に來たり、湯川氏に頼る。時に志賀谷久志の領主玉置右京進湯川氏に背くにより、常角命を受けて之を討ち功を以て久志村を賜ふ。次いで上志賀領主志賀太夫進の反するや常角また之を鎮定し、乃ち太夫進跡敷を加給せらる。是に於て上志賀に家居す。常角の長子七郎次郎、強勇の聞あり。湯川氏の重臣湊惣左衛門の女を娶りしが、故ありて之を殺し川瀬・湊両家の確執となる。七郎次郎己に利ならざるを知り、

其の男児二歳なるを小畑六郎右衛門に預け、天正三年弟彌三郎と共に海士郡に立退き、雑賀孫市頼る。翌四年本願寺光佐大阪に據りて織田氏と兵を構ふるや孫市本願寺に當するの故を以て七郎次郎また随ひて出陣し、彌三郎之に死す。天正八年光佐紀伊に落來るや、七郎次郎之に隨う。次いで織田勢雑賀を攻むるや七郎次郎勇戦、敵二十七騎を討取り終に戦死す。七郎次郎の長子小畑家に人となり、川瀬六郎左衛門といふ。慶長二十年大阪陣の時、湊惣左衛門一揆を企て之に當するもの多し。(高家村西村孫四郎・志賀村中村三郎兵衛・小池村寺井孫右衛門ら其の魁なり)六郎左衛門之が鎮定に力めて功あり。賞として三郎兵衛弟源四郎の持高三十四石二斗を賜ふ。之に於て六郎左衛門は小畑屋敷に家居し、小畑の家居は上志賀村池之谷に移し、実子久次郎をして其の家を継がしむ。元禄元年四月二日本家を長子久七に譲り、自ら小杭に退隱して其の開發に努む。六郎左衛門の子四郎兵衛、中志賀玉置^①某の女を娶り男子六人有り、皆小杭に分家し、児孫繁滋す。久七の長子久七、寛文六年大莊屋役を命ぜられ、延宝五年地士竝となり六之右衛門と改む。元禄五年の高野騒動に伊都郡橋本に詰む。其の功を以て若山評定所に於て金若干を賜ひ、本地士を命ぜられる。

① 玉置正彦氏の祖 ?

② 小杭の川瀬氏の由来

白井久藏(土木家)

安永五年小池村に生る。夙に郷役方を志願し、寛政五丑年三月(十八歳の春)江

戸詰御中間に召抱へらる。同年五月奥御用部屋陸尺申付られ、勤統十五年。文化四卯年六月「久々出精相勤兼而御普請筋心掛けも有り之に付郷役並に手代申付御切米五石二人扶持被下之」の辞令を受く、爾來領内各所に出役、大小の土工興らざるなし。就中田丸領川俣新溝開鑿は壮時の偉功にして、有田郡千田隧道は晩年慘澹たる経営のもとに就りし大土工たり。今、其の勤行書を抄期記して傳に代ふ。

一、官 歴

- 一、寛政五丑年三月 江戸御中間に被召抱候
- 一、同年五月 御用部屋陸尺被申付候
- 一、文化四卯六月 郷役御普請並手代被成下御切米五石二人扶持被下候
- 一、同十四丑十二月 郷役御普請手代被申付御切米七石被成下之
- 一、文政三辰十二月 御切米八石被成下之
- 一、同六未五月 評定所書役格被申付拾石に御足高被成下之
- 一、同十亥十二月 評定所書役被仰付出精相勤候付三人扶持被成下之
- 一、天保二卯正月 出精相勤候付支配勘定格被仰付年々銀二枚被下置之
- 一、同年六月 當分御普請御御用筋兼相勤可申候
- 一、同七申四月 出精相勤候付御勘定見習格被仰付十二石高に、御足高被下置被下銀其儘被下候事
- 一、同年九月 當分御勘定見習在方助勤可申候
- 一、同十亥十二月 御勘定見習被仰付出精相勤候付肩衣御免十五石之高御足高に被成下之

右の通當年（天保十三年）迄都合五十年相勤申候 以上

（天保十三年存生願別記）

二、事 功

一、文化十一戌年

上牟婁直見村古荒開墾

一、同 十二亥

同郡鶴河大柳両村立會潰れ池再興

一、同 十三子年

勢州田丸領阿曾村大河内新溝並柏野村領注れ野分水新溝共相仕立右水利にて三十六ヶ在古荒開拓

一、同 十四丑年

同領土屋村塘切れ池再興並大久保村岩ヶ新池築道

一、文政 元寅年

田丸領下菅村上河内谷池重置並河合岡田両村立會新池築造

一、同 二卯年

同領小社村新田開墾、同領茂原村新溝栃原村仁古里新溝長原村立花新池五佐奈村重置池共（栃原溝長二里半）

一、同 三辰年

同領金輪古里野添三ヶ在立合川俣川新溝（長四里八分）並清水赤

瀧立合新溝共

一、同 四巳年

同領波多瀬片野古江丹生四ヶ在立合川俣新溝（長八里溝ノ内岩山掘抜三ヶ所あり村々新田開發）三年越し同六月末三月成就、入用人夫三十四萬

人、内（三領在々より人は五萬人御傳）御酒被下丹生村領於経野原餅投（餅

米四十俵上並掛り村より）同五月干魃伊都那賀名草乱暴

一、同 五年

松坂領山室村八條ヶ谷潰れ池再興

一、同 六酉年

日高荊木両富安三ヶ村立合東谷奥池塘天落込再興

一、同 戊七年

田丸領金輪古里両村立合河内任ぜ新溝、同年九月より同領森

の庄田中野中三ヶ村立合ひわた池再興（興行三百三十間、横百三十間）村々古荒開墾

一、同 八亥年 同領奈良井村奈良谷新池築造

一、同 九子 十一月より同領湯田妙法寺両村立合大谷新池新溝共築造

但溝長三里

一、同 十五年 伊都郡柏木村小場谷新池新溝共築造

一、同 十一寅年 上牟婁川口村新池、直見村領材木丸太流の荒川新池築造に付

打樋川岩山切抜無二後患一出来

一、天保 二卯年 伊都郡小田原村新池同年八月より日高郡小池村寺田谷池重置

仕掛喰切

一、同 三辰年 同郡高家村疎うとぐち口池に池田川取込同村北輪谷潰れ池再興共築

造

上牟婁宇津木村寺谷新池並同郡●の河村中畑谷重置

伊都郡山田村新池築造

一、同 四巳年 日高郡萩原村露谷池重置並同郡中志賀村三河谷新池仕掛喰切

一、同 五午年 紀の河筋六ヶ井口出水毎破損營繕の間井末在々及旱損候故口

二百間登し岩穴堀抜並同井分水中島溝共出来

一、同 七申年 有田郡吉見村幸岸池重置（米價三百目大飢饉なり）同年四月

より日高郡荊木両富安三ヶ在立合東谷新池築造、但發頭人荊

木村山上淺右衛門に申談相詰め同人事車力拵聊設溜めの金を

一、同 八酉年

手備に三ヶ村の旱損を省き度念願成、実に永世不朽の功（同人中途に没す）碑に詳なり

一、同 九戌年

下牟婁新宮上ヶ知坂本村鷲の巢谷新池並新溝岩倉難所、長千四百間共五月出来古荒高七十六石餘開墾同九年戌十一月より有田郡千田野村山地三ヶ在立合悪水吐き高十一丈七尺の和田峠長百八十間堀抜岩穴（高五尺長四尺）昼夜無間断五力年超し（断魚潔斎にて）同十三年寅七月二十七日夜両方より貫き合出来入費六十四匁立金にして三千五百九十圓餘

一、同※ 八月二十四日享年六十七歳にて没す嗚呼痛哉

右箇所二十二箇所

※天保十三寅年

『白井久蔵勤行書』

元県議・副議長白井藤拊氏の父？・祖父？

田 伏 氏

志賀村大字志賀。姓は平氏畠山政長の第二子久俊に出づ。政長明応二年四月河州正覚寺の陣に戦死せし時、其の子尚順・久俊等遁れて大和より紀伊に入り在田郡に蟄居す。時に日高郡に一女子あり、久俊邂逅に相見て深く之を愛し、終に妾す。同年九月久俊兄と共に兵を挙げ、河州に出陣せんとするや、妾別を惜み其の輿にせん

ことを乞ふ。久俊其の志に感じ記念の短刀を與へ、夜に乗じて去る。妾尚悲しみに堪へず其の跡を追はんとせしが、此の時既に妊ありて意を果さず幾許もなく一男を擧ぐ。生長の後自ら刑部左衛門と稱す。久しく志を得ず。妾また悲歎餘、蓮如に謁し真宗に帰す。其の後畠山高政の在田郡に来るや、妾刑部左衛門を携へて詣り、久俊の子なることを告ぐ。高政信ぜず、纔に在田・日高兩郡の内にて若干の田畠を與へ、刑部左衛門に對面せず、また畠山の公稱を許さず、田伏と名乗らしむ（高政が妾の言を用ひざりしは妾が邑人に誘われて再稼し一女を生めるありしを以てなりと）其の長子刑部左衛門早世し、次子介右衛門宗門擁護竝に家名再興の志あり、天正五年春父（刑部左衛門）と共に雜賀党に與し、和歌彌勒寺山に籠りて織田氏の軍に抗す。同十年春また鷲の森に籠もる。程なく豊臣氏の世となり、遂に志を得ず。寛永元年真宗長樂寺を創立して其の開山となり、家は其の子代作に傳へ、寺は其の女お玉に聳常俊を迎へて之に譲る。共に田伏を稱す。與作の後徳本上人を始め浄土宗の名僧を出す。天正十三年重介の時吉田と改姓す。蓋し重介の伯母ユウ吉田村吉田伊三郎（徳川家御廣敷御鍵口番大奥江戸勤）に稼したるも伊三郎死し子なきを以て生家に復歸し、重介即ち家職（江戸勤）を継ぐを以てなり。（家紋桐臺）

植 物

はりぎり

志賀村小池の山林に自生する。落葉喬木にして、敢えて珍とするに足らざれども御坊付近にては此処最も採取し易し。はりぎり一名せんの木と稱し五加科に属す。高さ七乃至八丈周圍丈余に達す。樹皮黒褐色にして●●枝肥大にして棘多し。葉は掌状にして七乃至九尖にて鋸齒あり。葉柄は頗る長くして一尺餘に至るものあり。八乃至九月頃枝梢上に複徼形花を出し淡緑色の細花を開く。花後小なる果実を結び熟して黒し・材を下駄並に器具を製す。

ハリギリ 一名センノキ *Kalopanax ricinifolius* Miq

てんだいいうやく

志賀村小池山林中に生ず。高さ八乃至九尺に達し、葉は円状楕円形にして先端尖り全辺にして其質厚く光沢を有し裏面白色を帯ぶ。葉中主脈と三条あり。根は長きを塊となす。枝梢葉脈に鱗状苞を被りて、三乃至四月頃淡黄色の小花を出す。花後楕円形の果実を結ぶ。樟科に属す。牧野富太郎博士の説には元●種を移植して培養せるものといふ。野生となりて生育するものは、九州・紀州位のものなりといふ。

一、昭和五十三年三月二十九日

吉田 謙君より手書き写本のコピーを貰いしものなり

清水 長一郎

一、平成十四年十二月一日

手書き写本をワープロにて活字化する

清水 章博